

令和 4 年 2 月 4 日 開会

令和 4 年 2 月 16 日 閉会

佐賀中部広域連合 議会定例会議会録

佐賀中部広域連合議会

目

次

2月定例会会期及び議事日程	2	諸泉定次議員	17
2月定例会付議事件	3	山口和俊消防副局長兼警防課長	18
△ 2月4日(金)		片渕義孝消防副局長兼総務課長	18
出欠議員氏名	5	野方敏英認定審査課長兼給付課長	19
地方自治法第121条による出席者	5	諸泉定次議員	19
開 会	6	片渕義孝消防副局長兼総務課長	20
会期の決定	6	諸泉定次議員	20
議事日程	6	片渕義孝消防副局長兼総務課長	20
諸報告	6	諸泉定次議員	20
議案上程	6	野方敏英認定審査課長兼給付課長	20
提案理由説明	6	諸泉定次議員	21
坂井英隆広域連合長	6	散 会	21
議案に対する質疑	9	△ 2月16日(水)	
議案の委員会付託	9	出欠議員氏名	23
広域連合一般に対する質問	9	地方自治法第121条による出席者	23
白石昌利議員	9	開 議	24
木附雅彦予防課長	9	委員長報告・質疑	24
白石昌利議員	10	白石昌利介護・広域委員長	24
木附雅彦予防課長	10	討 論	25
白石昌利議員	10	採 決	25
木附雅彦予防課長	10	佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員及び	
白石昌利議員	10	補充員の選挙	25
木附雅彦予防課長	11	議決事件の字句及び数字等の整理	26
白石昌利議員	12	会議録署名議員指名	26
木附雅彦予防課長	13	閉 会	26
白石昌利議員	14	(資料)	
松永憲明議員	14	一般質問項目表	29
野方敏英認定審査課長兼給付課長	14		
松永憲明議員	15		
野方敏英認定審査課長兼給付課長	15		
松永憲明議員	15		
野方敏英認定審査課長兼給付課長	15		
松永憲明議員	16		
野方敏英認定審査課長兼給付課長	16		
松永憲明議員	16		
野方敏英認定審査課長兼給付課長	16		
松永憲明議員	16		
野方敏英認定審査課長兼給付課長	16		
松永憲明議員	17		

2 月 定 例 会

◎ 会 期 13日間

議 事 日 程

日次	月 日	曜	議 事 要 項
1	2月4日	金	午前10時開会、会期の決定、諸報告、提出議案上程、提案理由説明、議案に対する質疑、議案の委員会付託、広域連合一般に対する質問、散会
2	2月5日	⊕	休 会
3	2月6日	⊕	休 会
4	2月7日	月	休 会
5	2月8日	火	休 会
6	2月9日	水	休 会
7	2月10日	木	休 会
8	2月11日	⊕	休 会
9	2月12日	⊕	休 会
10	2月13日	⊕	休 会
11	2月14日	月	(常任委員会)
12	2月15日	火	休 会
13	2月16日	水	(議会運営委員会) 午前10時開議、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決、佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙、会議録署名議員の指名、閉会

◎ 2月定例会付議事件

○ 広域連合長提出議案

- 第3号議案 令和4年度佐賀中部広域連合一般会計予算
- 第4号議案 令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算
- 第5号議案 令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算
- 第6号議案 令和3年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第7号議案 令和3年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第8号議案 令和3年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第2号）
- 第9号議案 公益的法人等への佐賀中部広域連合職員の派遣に関する条例
- 第10号議案 佐賀中部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第11号議案 佐賀中部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第12号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について

○ 選挙・選任

- 佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員の選挙について
- 佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○ 報告書等

- 議決事件の字句及び数字等の整理について
- 介護・広域委員会審査報告書
- 消防委員会審査報告書

令和 4 年 2 月 4 日

令和4年2月4日(金)

午前10時00分 開会

出席議員

1. 田中 英行	2. 田 渕 厚	3. 西 正博
4. 諸 泉 定次	5. 白 石 昌利	6. 原 口 ひさよ
7. 森 田 浩文	8. 多 良 光英	9. 川 崎 健二
10. 御 厨 洋行	11. 江 原 新子	12. 久 米 勝也
13. 中 村 宏志	14. 実 松 尊信	16. 松 永 憲明
17. 川 副 龍之介	18. 重 松 徹	19. 川原田 裕明
20. 山 下 明子		

欠席議員

15. 永 渕 史孝		
------------	--	--

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井 英隆	副広域連合長	横尾 俊彦
副広域連合長	江里口 秀次	副広域連合長	松本 茂幸
副広域連合長	伊東 健吾	副広域連合長	伊東 博己
監査委員	力久 剛	会計管理者	鷺崎 ゆみ子
事務局長	石橋 祐次	消防局長	高島 直幸
消防副局長兼総務課長	片渕 義孝	消防副局長兼警防課長	山口 和俊
総務課長兼業務課長	宮崎 直樹	認定審査課長兼給付課長	野方 敏英
予防課長	木附 雅彦	情報指令課長	渕上 茂
佐賀消防署長	光岡 潔和		

◎ 開 会

○山下明子議長

おはようございます。ただいまから令和4年2月佐賀中部広域連合議会定例会を開会します。これより本日の会議を開きます。

◎ 会期の決定

○山下明子議長

初めに、会期の決定を議題とします。お諮りします。今定例会の会期は、本日から2月16日までの13日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日から2月16日までの13日間と決定しました。

◎ 議事日程

○山下明子議長

なお、会期中の議事は、お手元の日程表のとおり進めます。

◎ 諸 報 告

○山下明子議長

次に、日程により諸報告を行います。報告の内容は、お手元の報告第1号のとおりです。これにより御承知をお願いします。

報告第1号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

令和3年8月3日から令和4年2月3日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその(写)を送付したとおりである。

記

8月30日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和2年度6月分)

(一般会計・特別会計等の令和3年度6月分)

9月29日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和3年度7月分)

10月29日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和3年度8月分)

11月29日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和3年度9月分)

12月28日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和3年度10月分)

1月28日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和3年度11月分)

◎ 議案上程

○山下明子議長

次に、日程により第3号から第12号、以上の議案を一括して議題とします。

◎ 提案理由説明

○山下明子議長

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○坂井英隆広域連合長

本日、ここに佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、令和4年度の予算案をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、その概要を御説明申し上げますが、これに先立ちまして、新年度に向けての私の所信を申し述べさせていただきます。

ここ数年にかけての新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、本広域連合の介護保険事務や消防事務においても、多くの新たな対応を余儀なくされました。

早期の終息を願うばかりですが、このようなコロナ禍の状況の中でも、できることを模索し、各事務において最良の取組を実施していくよう努めてまいります。

本広域連合の役割は、高齢者をはじめとした住民の生活を、より安全に、より暮らしやすくしていくことであり、その実現に向けて、目的をしっかりと捉え、効果的な施策を実施していくことが必要だと考えております。

これには、議員各位をはじめとして、市町や関

係機関と連携し、また、住民の皆様と協働していくことが必要となりますので、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各事務における施策の方針について申し述べさせていただきます。

まず、介護保険事務につきましては、令和3年度から第8期介護保険事業計画の期間を迎えています。

制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた生活を、営むことを可能とする施策の実現に努めます。

そのためには、介護保険制度におけるサービスだけでなく、いろいろな分野と協働した地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となります。

市町の福祉施策と協力・連携していくこと、医療や福祉の分野と連携していくことが重要であり、市町とともに地域住民の皆様方と高齢者の生活を支えていく仕組みづくりに努めます。

この施策として、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能の充実を行い、介護予防事業をはじめとした地域支援事業のさらなる推進を行います。

また、介護保険給付は、要介護認定者の増加やサービス利用の頻度が上がっていることなどにより、制度が始まってから年々利用者及び給付費ともども増加を続けております。

このため、適正な介護サービスの提供を図ってまいります。

適正な認定調査等を行い、公平・公正な要介護認定を推進いたします。

また、介護サービス事業者の指導・育成を行い、適正なサービス提供の体制づくりを推進し、給付適正化事業として取り組んでまいります。

そして、介護保険財政の財源となる介護保険料ですが、住民の皆様それぞれの状況に応じた、適切な納付につながる公平・公正な収納対策を行い、保険財政の安定運営に努めます。

以上、介護保険事務に係る重点施策を申し述べましたが、次に、消防事務について、申し述べさせていただきます。

昨年は、7月の静岡県熱海市での土石流災害をはじめ、全国各地において、大雨による河川氾濫、浸水、土砂崩れ等の災害により、甚大な被害が発生いたしました。

佐賀中部広域連合管内においても、8月に線状降水帯による非常に激しい雨が降り続き、大雨特別警報が発表されるなど、管内全域に被害をもたらしました。

また、1月22日未明に発生しました「日向灘を震源とする地震」においては、九州において最大震度5強を記録し、佐賀県においても震度4を記録するなど、各県で様々な被害が発生しております。

このように、近年の自然災害は広範囲に激甚化する傾向にあり、さらに、複雑、多様化する各種災害から住民の生命、身体、財産を守るため、各種研修会への積極的な参加や様々な災害想定訓練を行うことにより、柔軟かつ機動的な災害対応能力の強化を目指してまいります。

さて、火災への対応についてですが、火災予防広報に重点を置き、引き続き火災予防対策に取り組んでまいります。

一般住宅においては、住宅用火災警報器の設置率向上に加え、10年を経過した機器の維持管理対策について、積極的な働きかけを行います。

また、事業所や不特定多数の方々を利用される施設などの防火対象物に対して、防火設備の適切な維持管理や放火対策を含めた防火管理について指導を徹底してまいります。

次に、救急需要への対応についてですが、全国的に救急需要は増加しており、住民の皆様からの救急業務サービスに対する要望は益々高くなっております。

引き続き、救急救命士の養成や救急研修等を行い、高度な救命処置体制の構築に向けて、救急隊員の更なるレベルアップに努めます。

さらに、住民の方々に対して、AEDの操作を含めた救命講習の実施など、応急手当の普及啓発を行うことにより、救命率と社会復帰率の向上を目指してまいります。

これらの施策に加え、消防・救急車両や資機材

の整備を計画的に進め、消防体制の基盤強化を図ります。

また、今年度にすべての工事が完了します防災拠点の核である消防局、高機能消防指令センター及び佐賀消防署の適切な運用により、消防の使命であります、住民の安全・安心を守ることを目的として、消防サービスの更なる向上に努めてまいります。

それでは、諸議案の概要について御説明申し上げます。

まず、予算関係議案につきまして御説明申し上げます。

予算編成については、厳しい財政状況の中、職員の適正配置、事務の見直し等に努め、経費の節減等を図っております。

第3号議案「一般会計予算」は、介護保険事務、広域行政に係る事務などに関する経費となっております。その予算総額は、約15億3,674万円となっております。

令和3年度当初予算と比較しますと、約30.0パーセントの増となっております。

前年度に比べ増額となった主な要因としては、重層的支援体制整備事業を新たに措置したことによります。

また、第9期の介護保険事業計画策定に向けて、高齢者やその家族等の実態を把握するための調査を行います。

そのほか、第8期の介護保険事業計画における方向性を実現するため、必要な体制を構築する経費を措置しております。

次に、第4号議案「介護保険特別会計予算」は、予算総額約322億5,504万円となっており、令和3年度当初予算額に対し、約1.2パーセントの減となっております。

歳出予算については、各年度のサービスの需要の見込みや、それを確保するための施策などを定める第8期介護保険事業計画に基づき、必要な額を措置しております。

次に、第5号議案「消防特別会計予算」は、予算総額約51億9,977万円となっており、令和3年度当初予算額に対し、約7.2パーセントの減と

なっております。

前年度に比べ、減額となった主な要因としては、令和元年度から実施している消防局・佐賀消防署建設事業が令和3年度をもって完了したことによるものであります。

次に、令和3年度2月補正予算につきまして御説明申し上げます。

第6号議案「一般会計補正予算(第2号)」は、補正額約507万円の減で、補正後の額は、約12億994万円となっております。

その主なものは、決算見込みに伴う措置となっております。

次に、第7号議案「介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、補正額約9億4,404万円の減で、補正後の額は、約328億5,981万円となっております。

その主なものは、決算見込みによる保険給付費、地域支援事業費及び保健福祉事業費の減額を行っております。

次に、第8号議案「消防特別会計補正予算(第2号)」は、補正額9,400万円の減で、補正後の額は、約56億361万円となっております。

その主なものは、決算見込みに伴う措置となっております。

以上で予算関係議案の説明を終わりますが、細部につきましては、予算に関する説明書等により御検討をいただきたいと存じます。

次に条例等の議案につきまして、御説明申し上げます。

第9号議案「公益的法人等への佐賀中部広域連合職員の派遣に関する条例」は、消防職員の公益的法人である医療機関への派遣に際し、派遣、職務への復帰、給与等について必要な事項を定めるものです。

第12号議案「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について」は、多久小城医療組合の設置及び神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合の共同処理する事務の変更に伴い、佐賀県市町総合事務組合への加入及び規約を変更することについて、議会の議決を求めらるるものです。

その他の議案については、それぞれ議案の末尾

に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

◎ 議案に対する質疑

○山下明子議長

これより議案に対する質疑を行います。これまでに通告がありませんので、これをもって議案に対する質疑を終わります。

◎ 議案の委員会付託

○山下明子議長

次に、日程により議案の委員会付託を行います。第3号から第12号、以上の議案については、お手元の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

第3号議案 令和4年度佐賀中部広域連合一般会計予算

第4号議案 令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算

第6号議案 令和3年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算(第2号)

第7号議案 令和3年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)

第10号議案 佐賀中部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第11号議案 佐賀中部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

第12号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について

○消防委員会

第5号議案 令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算

第8号議案 令和3年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算(第2号)

第9号議案 公益的法人等への佐賀中部広域連合職員の派遣に関する条例

◎ 広域連合一般に対する質問

○山下明子議長

次に、日程により広域連合一般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

○白石昌利議員

改めましておはようございます。神埼市の白石昌利です。今回、消防行政について通告していません。

昨今、全国的に火事のニュースがよく報道されているのを耳にします。各地の事案では、昨年12月、ホテルの一室が焼ける火事で女性1人が病院に搬送されています。また、今年1月はマンションの一室が焼ける火事が発生して、男性1人が死亡されています。また、住宅火災も各地で相次いで発生しており、真っ赤な炎と黒煙が激しく上がる映像が報道されていました。

そして、昨年12月17日、大阪市北区のビルで多くの死傷者を出す凄惨な火災が発生しました。このビル火災で実際に焼けたのは、クリニック全体の4分の1のみです。そして、火も約30分でほぼ消し止められたと聞きます。焼損面積がそれほど大きくなく、そして、僅かな火災時間でなぜこれほど被害が拡大したのか、これは十分に検証して、この惨事を繰り返さないための取組をすることは重要だと言われています。

そこで、総括の質問をします。

近年、火災の状況と火災予防や避難意識の向上、そして、火災が発生しても被害を最小限に抑える、火災などからの災害から住民の命を守る取組について、この火災を教訓として、佐賀広域消防局では、施設、商業ビルなどでの火災から利用者の命を守るための取組が必要と考えられますが、大阪市北区で発生した火災の概要と消防局での取組状況を伺います。

あとは質問席で一問一答で質問いたします。

○木附雅彦予防課長

総務省消防庁の発表によりますと、火災建物は耐火造地上8階建て、延べ面積700平方メートルで、複数の用途に使われている特定一階段等防火対象物と言われるものであります。

また、出火の原因はいまだに特定されてはおりませんが、4階の階段付近で出火し、建物内に煙や熱気が充満することで多数の逃げ遅れが生じたものと考えられています。

このような状況を踏まえ、令和3年12月19日に消防庁長官から全国の消防本部に対し、類似建物の緊急点検についての通知がございました。本局でもこれを受け、管内全ての特定一階段等防火対象物の緊急査察を速やかに実施したところです。

査察の内容は、該当する51棟全てに査察員が出向き、関係者に直接、防火戸の重要性や避難経路の適切な管理、万が一火災が発生した際の初期対応要領の指示など、総合的な査察を実施しております。

○白石昌利議員

それでは、一問一答で再質問をさせていただきます。

先ほど御答弁をお聞きしました。大阪府北区で発生した火災の概要と、その後の消防局での対応についての答弁がありました。

ちょっとお聞きしますが、この答弁の中で、大阪府北区で発生した火災の建物は特定一階段等防火対象物という一般的には聞き慣れない表現の建物ですけれども、この特定一階段等防火対象物というのは具体的にどのような建物を指すのでしょうか、御答弁を求めます。

○木附雅彦予防課長

特定一階段等防火対象物について、消防法令上の定義は幾分難しい表現になっておりますので、概要を説明いたしますと、建物の1階及び2階以外の階、つまり地階や3階以上の階に病院、飲食店など、不特定多数の人が利用する用途部分があり、かつそこから地上に避難する屋内階段が1つしかない建物を指します。

特定一階段等防火対象物に関する規定は、平成13年9月に東京都の新宿区歌舞伎町で雑居ビル火災が発生し、44名の方が死亡されたことを教訓として消防法が大きく改正された際に規定されたもので、特定一階段等防火対象物に該当しますと、建物の規模にかかわらず、防火管理業務及び消防用設備などの規制が強化されたものでございます。

○白石昌利議員

今、御答弁で地上に避難する屋内階段が1つしかない建物を指しますと言われました。そういった説明を受けて、最初答弁で言われた、こういった建物内で煙や熱気が充満することで多数の逃げ遅れが発生したというような説明、これは理解できました。

先ほどの答弁の中で、平成13年9月、これも皆さんよく御存じですよね。東京都の新宿区歌舞伎町での雑居ビル火災、これで44名の方が亡くなられたと。これの教訓で消防法が大きく改正され、また、防火管理者、防火管理業務及び消防設備などの規制が強化されたというようなことも今答弁されました。にもかかわらず、このような同じような火災がまた発生してしまった、同じような似たような構造の建物でですね。

これは誠に残念なことなのですが、そこで、これも答弁で、消防局内全ての特定一階段等防火対象物に対して緊急査察を実施したということをお聞きしました。この特定一階段等防火対象物の広域消防局管内での数、それと、緊急査察の結果はどうであったか、答弁を求めます。

○木附雅彦予防課長

本局における特定一階段等防火対象物の数は、佐賀市47棟、小城市3棟、吉野ヶ里町1棟の51棟があり、多久市及び神崎市に該当する建物はございません。

また、今回の大阪府北区のビル火災を踏まえ、管内全ての特定一階段等防火対象物51棟に対して緊急査察を実施しております。この査察結果につきましては、スプリンクラー設備や自動火災報知設備が設置されていないなどの重大な消防法令違反こそ見受けられませんが、佐賀市にある12棟の建物において消防用設備等の維持管理が不適切などの軽微な法令違反がございますので、早期の違反是正に向け、建物関係者に文書で通知を行い、継続した行政指導に取り組んでいるところでございます。

○白石昌利議員

この特定一階段等防火対象物の数、今、答弁でありましたように、佐賀市47棟、小城市3棟、吉

野ヶ里町が1棟と、51棟はこの広域消防局管内にあるということ。これはやはり今後、同じような火災が起きないように注視する必要があるが、また、消防局もしっかりと御指導していく必要があるんじゃないかというふうに私は思います。

ただ、幸いなことに、こういった建物については重大な消防法令違反がなかったと。重大ということはなかったと言われました。これは安心することなんですけど、ただ、その中でも、佐賀市においては12棟の建物に軽微な法令違反、また、消防設備等の管理が不適切、こういったものがあつたと。これはやはり局としても軽視できない内容だと思いますので、これもしっかりと行政指導をやっていただきたい。これは改善されるまで繰り返し繰り返しという継続した行政指導は当然私は必要だと思うんです。ただ、幾ら言っても言ってもという形で、これが改善されるまで長期化されたら、その間、何かあつたら大変なことになる。それを思えば、やっぱり早い改善を求める必要があると私は思います。

この改善するための是正命令等に関する運用の指針は当然消防局のほうで定めてあると思うんですが、やはりもう一度指針を改めて見直して、こういった軽微なものであつても、違反や管理不足、不適切なものがあるものは早く改善ができるように局のほうでしっかり行政指導に努めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと、今度はこういった建物を利用者の方の視点でちょっと考えたいと思うんです。階段が1か所しかなく、避難が困難と想定される建物、これは今も言われています特定一階段等防火対象物、これが管内に51棟という説明だつたと思うんです。先ほど言いましたように、この中には消防設備の維持管理が不適切、また、軽微な法令違反もあつたということ。でも、利用者の視点で考えると、ここを利用している住民は、その建物が特定一階段等防火対象物、ちょっとこれは難しいんですが、これに該当するかと、そういうことは何も知らないで多分利用されていると思うんです。皆さんもそういったことを考えて建物を利用

された方は少ないと思うんです。普通に安全な建物、そういった形で利用されていると思います。

この大阪市北区のビル火災で亡くなられた方々も、恐らくこういった特殊な、特殊という言い方はちょっとあれだと思うんですが、こういった建物だと知らないで利用していたと私は思います。建物の安全性や特異性について、利用する住民に対して、私はあらかじめ告知というか、公表というか、こういったことをできればいいと思うんですが、これはやっぱりなかなか難しいと思います。そういった基準がありませんので、法的なものも公表の規則がありませんので。ですから、難しいと思うんですが、だからこそ、私はその建物を利用する人のほか、この建物のオーナー、また、この建物の従業員、テナントビルであれば利用する、入っておられるテナントの従業員、こういった方々一人一人に対して、消防の目から見た、消防の視点から見た建物の安全性、特異性を利用者に直接説明できないのであれば、建物を持っている方、使っている従業員、こういった方にしっかりと告知して、また、従業員の安全教育、いわゆるソフト面ですね。ハード面には限界があると思います。いろいろ言われています。スプリンクラーをつけなさいとか、いろいろ言われていますが、こういったものは、やはり高額な費用がかかってきます。すぐにはできません。すぐできるのはソフト面なんです。だからこそ、このソフト面の充実をさせる必要があると私は思います。ひいては、これは利用する住民の安全につながっていくんです。

消防局が現状どのようにこういったものをソフト面ですね、ソフト面。これを取り組んでいるのか、答弁を求めます。

○木附雅彦予防課長

まず初めに、建物の安全性に関する施設利用者への情報提供についてでございます。

先ほど申しあげました特定一階段等防火対象物でございますが、万が一火災が発生した際に避難が困難な建物としまして、消防法令の中で定義づけがなされ、設備規制等が強化されているわけで

ございますが、こうした建物の構造上の特異性などの情報をあらかじめ利用される方に告知するような制度は今のところございません。

ただし、不特定多数の人が利用する建物で、スプリンクラー設備や自動火災報知設備の未設置違反など、重大な消防法令違反がある建物につきましては、本局のホームページにおきまして建物の所在地や名称、違反の内容などを公表する制度がございます。

この制度につきましては、あくまで重大な消防法令違反がある建物だけに適用されるものではございますが、建物を利用される方への情報提供を目的として公表しているところでございます。

次に、建物に勤務する従業員等に対する安全教育など、ソフト面の充実についてでございます。

議員御指摘のとおり、建物のオーナーだけでなく、入居するテナントの従業員も含めた関係者一人一人がその建物の特異性や使用実態等を十分把握しておくことが、利用者の安全を確保する上で非常に重要となってまいります。

特定一階段等防火対象物を含めまして、不特定多数の人が出入りする一定規模以上の建物では、防火に関する責任者として防火管理者を専任することが法令によって義務づけられております。また、専任された防火管理者には火災発生時の対応をマニュアル化した消防計画の作成と定期的な消防訓練の実施が義務づけられているところでございます。

本局の取組としましては、作成された消防計画が建物の特異性や使用実態に即した内容であるかどうかを確認しまして、必要に応じて内容の見直し等のアドバイスを行っているところでございます。

また、作成した消防計画に基づいて実施される消防訓練の際に本局の職員を派遣しまして、建物の特異性や使用実態等に応じたより実践的な消防訓練が実施されているかどうかを確認し、防火管理者をはじめ、当該建物のテナントに勤務する従業員を含めて、必要な指導を行っているところでございます。

○白石昌利議員

今、情報提供についての様々な取組が答弁されました。ホームページ、そして、様々な広報紙等、そういったもの、また、違反の公表制度について今答弁があったわけなんですけど、やはりまず私はこの公表する制度、これ自体をもっともっと見直さないと、こういった特殊な建物についての安全性というのは、今後またいろいろ問題が生じるんじゃないかというふうに思うところでありますし、また、私は一番の課題というか、恐ろしさは、特定一階段等防火対象物というのは2方向避難ができないんですよね。皆さんも考えてみてください。もし何かあったときに、片方の出口から避難ができない。そしたら、当然どこか避難口があるんだよねと、これは皆さんが思っていることだと思うんですよ。でも、それが無い。もう逃げ道がない、塞がれてしまっている、この怖さというのは、私はいかばかりかというふうに思います。ですから、やっぱり2方向避難ができない特定一階段等防火対象物というのは、何度も言うようですが、しっかりした指導というのが必要になってくるかというふうに思っています。

また、答弁の中では、いろいろ建物のオーナー、また、テナントの従業員を含めた関係者一人一人ということで、こういった指導が非常に重要となっていると言われました。これは当然、私も強く思うところです。必要なものだと思います。

最後に言われたところなんですけど、消防計画が使用実態に応じた内容であるか、そういったものの内容の見直しにアドバイスを行っているということ、これは当然アドバイスも必要だと思うんですけど、最後のところで言われた消防訓練というのは僕はやっぱり大事なものだ。いろんな自治体でも、地域でも、いろいろこういった避難訓練、災害に対しての訓練はされていると思います。だからこそ、こういった建物についても訓練は大事だと思います。

昨今、こういった火災が多発している。また、昨年は大阪でこのような悲惨な火災も起きているということで、ビルの管理者、従業員の方々もそういった防災意識というのは今高まっている、そういったことだと思うんですよ。だからこそ、今

こういった訓練についての指導というのは私は重要だというふうに思います。

その中で、こういった訓練をされるときには派遣をしていますという答弁がありました。この派遣というのは、私はこれまで多分、全てのそういったものを訓練されているところには派遣をされていないと思うんですよね。向こうが希望、消防職員、来てくださいとか、そういった依頼があったところには派遣をして、答弁にあったように、消防職員が適切な指導とか、そういったものをされているかと思うんですが、私は今回、この佐賀広域消防局に限ってですよ。全国的には言えませんので、佐賀広域消防局に限っては、今回、このような防火対象物が訓練をされる際には消防職員を必ず立ち合わせる、派遣する。そして、適切な従業員、また、管理者がこういった防災体制がしっかりと構築されているのか、これをやっばり僕は見る必要が、見ておく必要があると思うんですよ。そして、指導する必要がある。

何度でも言うようですが、利用者はこういった建物は知らないで利用します。避難口が1か所しかない、2方向避難ができない。災害が起きたときにはどうしないといけないかという、そのとっさのときの対応というのは利用者は分かりません。これができるのは、そこのビル、施設で従事している方々なんですよ。その方々がしっかりとした避難体制、消火体制、そういった訓練で身につけて実践できれば、なくなる命を救えるんですよ。

ですから、私はどうか、この時期に限ってでも構いませんので、この特定一階段等防火対象物の建物に限っての消防訓練を実施されるときには必ず消防職員を立ち合わせる、そして、指導するというのを強化して、義務づけていただきたい。これは私の要望ということで、ぜひお聞き願いたいというふうに思います。

最後の質問になるんですが、管理者とか従業員の方々、また、消防局に対しての指導とか、そういったことを今述べてきたんですが、私はやはり一般の方々、利用する方々、佐賀広域消防局管内の市民、また、町民の方々がしっかりとこういった意識を持つということも大事だと思います。

大阪市北区のビル火災で亡くなられた方もそうですが、火災で恐ろしいのは炎より煙だということをお聞きください。火災で亡くなる原因を見ても、やけどより煙によって命を落とす人が多いというふうに言われています。今の建物火災で発生する煙というのは、これも私も聞いた話なんですけど、1回吸ってしまうと目まいがして、2回吸ってしまうと倒れてしまうと言われてます。ですから、こうした中で、もし自宅や外出先で火災に遭遇した場合に、いかに避難すればいいのか、避難の方法や注意点について知っておくことはとても重要で、場合によっては、そのことが生死を分けると言っても過言でないと思うんですよ。もちろん消火器の使い方を知っておくことも必要ですが、何よりも自分の身を守る方法を知っておくことが私は重要ではないだろうかと思えます。

そこで、火事で発生する煙の怖さや避難する際の注意点などについて、住民目線で積極的に周知、広報を図っていく必要があると考えますが、佐賀広域消防局はどのように取り組まれるのか、答弁を求めます。

○木附雅彦予防課長

火災時に発生する煙には、一酸化炭素などの有毒なガスが多く含まれております。そういった有毒なガスを多量に吸い込みますと、一瞬で意識を失い、場合によっては数分で命を落とすことがございます。

議員御指摘のとおり、万が一火災に遭遇した場合に備えて、煙の特性や避難する際の注意点など、正しい知識を身につけておくことが重要でございます。具体的には、できるだけ早く避難行動を開始して、煙を吸わないように低い姿勢で避難することがポイントとなっております。

本局の取組としましては、ラジオ放送やホームページ、広報紙を活用した広報のほか、一定規模の事業所に実施が義務づけられております消防訓練に本局の職員が出向きまして、煙の特性や怖さ、避難する際の注意点を繰り返し周知しているところでございます。

また、各種イベント等において、安全に煙の中

で避難体験ができる煙体験ハウスという資機材を使用しまして、火災時における煙の怖さと避難の方法などを学ぶ体験型の広報活動にも取り組んでおります。

さらに、本局が重点的に取り組んでおります住宅用火災警報器に関する広報の際など、様々な機会を捉えまして、引き続き周知、広報を行っていきたいと考えております。

○白石昌利議員

最後になります。

火災では、炎から逃げることはもちろんですが、煙に巻き込まれないように注意することが大切です。炎が広がるスピードよりも、煙が広がるスピードのほうが速いと言われます。答弁では、様々な媒体、訓練、イベント等を利用した広報活動がされると言われましたので、安心をしていますが、私はこれだけではまだまだ十分な周知にはなっていないというふうに思います。消防局、そして、市町の自治体が連携した取組として、多くの市民、また、町民が訪れる庁舎や関連施設にも火災から命を守るための煙の怖さを周知するポスターの掲示やパンフレット、リーフレットの配付に努めていただきたいというふうなことを強く要望して、私の質問を終わります。

○松永憲明議員

佐賀市の松永憲明でございます。2点通告をいたしておりますので、順次総括質問をいたします。

まず1点目、地域包括ケア体制の充実と機能強化についてでございます。

第8期の介護保険事業計画では、広域連合の高齢化率は、2020年、令和2年の28.9%から、2023年、令和5年には29.8%と、0.9ポイントの上昇が見込まれております。また、後期高齢化率は同じく14.6%から16.0%と、1.4ポイントの上昇が見込まれております。総人口は減っていく中で、団塊の世代が後期高齢者に差しかかり、その人口比率が高まってくるものと考えられます。

さらに、高齢者のみの世帯が増えてきている実態にある中、日常生活の中で、見守り、安否確認、外出支援、買物、調理、掃除等の家事支援など、今までの公助だけではサービス対応が困難になっ

てきている面もあり、地域における福祉活動の充実、推進という観点から、日常生活や介護予防等における生活支援や相談体制の充実、強化が必要であり、地域包括支援センターの役割や機能強化が強く求められていると思いますが、現状と課題について答弁を求めます。

2点目です。介護予防・生活支援サービス事業の充実についてでございます。

要支援者等が在宅生活の継続に必要と感じる様々な支援サービスを充実し、自立した日常生活を支援するため、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービス及び要支援者等の状態や必要性に応じた選択を可能とするための生活援助型訪問サービスや運動型通所サービスの利用状況と問題や課題は何か答弁を求め、総括質問といたします。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

まずは1番の地域包括ケア体制の充実と機能強化についてお答えします。

初めに、地域包括支援センターの役割についてでございますが、地域包括支援センター、本広域連合圏域内ではおたっしや本舗という愛称で親しまれております。その役割は、地域の高齢者の総合相談、虐待や悪徳商法から高齢者を守る権利擁護、介護度が要支援1から2の方を主な対象としてケアプランの作成などを行うケアマネジメント、そのほか、地域での高齢者への支援体制づくりや介護予防の必要な援助などを担っております。

次に、地域包括支援センターの現状についてお答えします。

地域包括支援センターは平成18年度に設置され、度重なる制度改正を経て、現在の業務の状況になっております。

近年の大きな変化は、平成27年4月施行の制度改正でございました。その内容としては、2つあります。1つ目は、それまでの介護予防事業と要支援1から2の方の訪問介護・通所介護事業が総合事業として編成されたこと、2つ目は、主に地域包括支援センターの運営事業である包括的支援事業に在宅医療・介護連携、認知症総合支援、生活支援体制整備などの社会保障充実分が加えられ

たことです。

これらの改正に対して、本広域連合では、法令施行の翌平成28年度から平成29年度にかけて制度移行を開始しております。これ以降、各地域包括支援センターでは、手探りであったり、お互いの情報交換を重ねるなど、苦労しながら事業の経験を積み、現在ではそれぞれの地域の中でより一層の大事な役割を担うようになってきております。

次に、地域包括支援センターの課題について、3つ課題が挙げられます。1つ目は、高齢化の進展に伴いまして、介護予防支援やケアマネジメントの件数が年々増加し、業務量が増えていることです。全体の件数としましては、平成28年の年間約5万4,500件から、5年間で約10%の増加となっております。2つ目は、社会の多様化、複雑化に伴いまして、相談内容も簡単ではない時間がかかるものが増えてきております。こうした難しい相談が増え、業務が円滑に進みにくくなっております。3つ目は、人員確保の問題です。職員の退職や休職の際の人員確保が年々難しくなっております。募集しても応募がないということもあり、やむを得ず組織内で調整するなど、その都度対応に苦慮されております。

地域包括支援センターの役割と現状と課題については以上でございます。

続きまして、2番の介護予防・生活支援サービス事業の充実についてのお答えをします。

まずは各サービスの利用状況でございますが、それぞれ令和元年度から令和3年度まで、令和3年度は12月までの利用状況を月平均の人数でお答えいたします。

介護予防訪問介護相当サービスは令和元年度は1,225人、令和2年度は1,272人、令和3年度は1,287人の利用でした。次に、介護予防通所介護相当サービスは令和元年度は1,874人、令和2年度は1,873人、令和3年度は1,862人、次に、生活援助型訪問サービスは令和元年度は35人、令和2年度は23人、令和3年度は28人、最後に、運動型通所サービスは令和元年度は14人、令和2年度は13人、令和3年度は28人の利用でした。

このように、介護予防の相当サービスに比べて、

生活援助型訪問サービスと運動型通所サービスは利用が少ないことを問題点として考えております。

以上でございます。

○松永憲明議員

それでは、一問一答に入っていきます。

先ほど地域包括ケア体制の現状と課題についての御答弁をいただきましたけれども、今後、機能強化についてどのような取組を実施していかれるつもりなのか、これを御答弁ください。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

地域包括支援センターの機能強化についてお答えいたします。

まずは業務評価による改善に取り組んでおります。内容は、地域によって異なる地域包括支援センターの業務の状況を把握、評価し、その結果を踏まえて事業の質の向上のための改善を図るものです。

2つ目に、職員のスキルアップに取り組んでおります。内容は、地域包括支援センター職員の研修の実施です。

3つ目に、体制強化に取り組んでおります。国が示す生活支援コーディネーターなどの体制充実を図るものです。

4つ目に、システムの再構築に取り組んでおります。現在使用しているシステムは導入から10年以上経過し、煩雑化した業務への対応が困難になってきています。このため、令和4年度にシステムを更新し、業務の効率化を図るものです。

以上でございます。

○松永憲明議員

今4点示されたわけですが、さらにまたいろいろ課題があるかと思えます。

それでは、次なんですけれども、支援を必要とする人が増加してきていることや、課題が複雑化、多様化していると、先ほども答弁の中にあつたわけですが、そういったことへの対応のために、包括支援センターの総合相談機能の充実と自立支援のためのマネジメント、実践力向上などの取組はどのように進められていくようになっておりますでしょうか。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

総合相談機能の充実と自立支援のためのマネジメント、実践力向上のための取組についてお答えいたします。

まず、総合相談機能の充実については、複雑化する相談内容に対応するため、市町の各担当部署や社会福祉協議会などの地域団体との連携強化を図っております。また、地域ケア会議を通じてのネットワークの構築や地域課題の把握に努めております。

次に、自立支援のためのマネジメント、実践力向上については、地域ケア会議に理学療法士などのアドバイザーを派遣しまして、ケアマネジメントを支援しております。近年の派遣実績は延べ人数で令和元年度は365人、令和2年度は211人、令和3年度は約200人を見込んでおりますが、令和2年度以降はコロナ感染拡大の影響で減少しております。

また、地域包括支援センターの全職員を対象に外部講師によるスキルアップ研修を年2回開催し、実践力向上を図っております。

以上でございます。

○松永憲明議員

大体分かってきました。

さらに、生活支援コーディネーターの配置増についてですけれども、構成市町に依拠するだけではなく、広域連合自らが本気になって取り組むべきであるというように思うわけですが、それについての見解をお願いします。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

生活支援コーディネーターの配置増についてお答えいたします。

地域包括支援センターへの人員配置につきましては、生活支援コーディネーターのみではなく、認知症地域支援推進員やチームオレンジコーディネーターを含めて体制整備を図っております。本広域連合としては、これらの配置の考え方を構成市町にお示ししまして、市町のほうで兼務か増員などの配置の方法を検討されておるところでございます。

生活支援コーディネーターなどの取組は地域づくりの取組ですので、広域連合の取組というより

も、市町レベルの取組となっております。本広域連合としては、財源の部分で市町の様々な取組を支援しております。また、他都市の優れた取組や構成市町の取組状況の情報提供を行っております。このようにして、市町の取組が促進されるような支援や働きかけを行っております。

以上でございます。

○松永憲明議員

こういった人員の配置も含めまして、ぜひとも前向きに検討いただきたいというふうにはお願い申し上げます、この1点目は終わります。

大きな2点目の一問一答なんですけれども、先ほど答弁の中で、それぞれのサービスの利用状況の人数が報告されました、月当たり幾らということで。生活援助型訪問サービスと、それから、運動型通所サービスについては、これまでのサービスと比べると大きくかけ離れ、極端に少ない状況になっております。少ないわけでありましてけれども、今後どのような取組を考えられているのか、お答えいただきたいと思います。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

利用者を増やすための今後の取組についてお答えいたします。

利用者に対しては、サービスの対象となる高齢者に向けて、これらのサービスの周知を図っていきます。また、事業者に対しては、サービスを提供する事業所の拡充に努め、必要に応じてサービス内容の見直しも検討していきます。

なお、生活援助型訪問サービスについては、このサービスのヘルパー養成研修にも力を入れ、サービス提供のための事業者の人員確保にも努めていきます。

以上でございます。

○松永憲明議員

この取組が新たな取組だったということもあろうかと思うんですけれども、やっぱり周知というのが十分ではなかったんじゃないかなと思うんです。そういったことで、具体的にどのような周知を図っていかれるつもりなのか、その点についてお伺いします。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

利用者への周知についてお答えいたします。

サービスの対象となるのは、主には要支援の方です。このため、周知については、要支援者の高齢者と接する機会が多い地域包括支援センターを通して行っていきます。また、構成市町も介護予防事業などで高齢者と接しておりますので、その際に周知がなされるよう連携を図っていきます。

以上でございます。

○松永憲明議員

紙媒体だけじゃなくて、いろんな手法というのが必要になってくると思うんですね。だから、特に答弁の中で目立ってきているのが、地域づくりというのが私の耳には新しく響いてくるわけですけど、確かにそういった面も必要になってきているというふうに思うんですね。それと、やっぱり冒頭の地域包括支援センター、おたっしや本舗の活動範囲というのをいかに広げていくか。そこには、やっぱり人員体制の強化というのも必要になってくるんじゃないかと思うんです。構成市町の首長さんたちもいらっしゃいますので、ぜひともそういったところを含めて、本当に高齢者の方々が地域で安心して住み続けていける、そういった体制づくりが必要ではないかというふうに思うわけです。

最後に、そういったサービスがなお一層向上されますことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○諸泉定次議員

小城市の諸泉定次でございます。私はあと2日後に小城市議会議員選挙の告示日を迎えます。なぜこのタイミングで発言するかといえば、個人的な見解ですけれども、財政的な問題もあって、私はこれからの行政はさらに広域化していくんではないかというふうに考えております。そういった意味では、この広域連合議会がさらに行政と議会で切磋琢磨できるようにという思いで、一般質問をします。駄弁を弄しました。

それでは、一般質問を行います。

まず、消防行政についてでありますけれども、コロナ禍における救急搬送と消防局退職者の構成市町災害対策部署への採用の2点について質問を

いたします。

新型コロナウイルス、特に、オミクロン株の爆発的な感染拡大が続いていますが、これまでどれくらいの感染者の搬送があったのか、その際、問題となっている受入れ医療機関について迅速に確保できているのか、また、救急隊員の十分な感染対策は取られているのか、さらには、現在、全国的に品不足となっている抗原検査キットの備蓄状況はどうなっているのか、一括して質問をいたします。

次に、消防局退職者の構成市町災害対策部署への採用については、火災はもちろん、大雨など異常気象での自然災害など、様々な災害が発生しており、そのような災害現場を経験している救急隊でのスキルを持ち合わせた消防局退職者の構成市町への採用は、住民にとって、とても心強い戦力であります。人材提供について広域消防局としてどのように考えられているのか総括質問として、この後は一問一答といたします。

次に、介護行政について質問いたします。

住民主体の訪問サービスについて、小城市では高齢者の自立を支援する訪問型のサービスについて支えあい活動がなされています。これは平成28年度より生活支援体制整備事業として開始され、社会福祉協議会に支えあいセンターが設立され、住民主体の有償ボランティア活動が始まっております。いろいろ協議をする中で、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方のニーズとして、週1回のごみ出し支援、ボランティアによるスーパー等で商品を購入し届ける買物支援、さらには通院や買物等にボランティアが付き添う付添支援の3つで、支えあい券を事前に購入し、ボランティアに20分ごとに100円券を渡すものであります。この活動が、支援される側だけではなく、支援する側も誰にもできる活動で、やり出すと非常に感謝され、社会の役に立っているというやりがいにつながり、住民同士のウィン・ウィンの関係を築くいい取組となっております。

こうした訪問型の住民サービスについて、各構成市町における様々な取組があると思っておりますけれども、そうした取組の状況はどうなっているのか、

また、市町の優れた取組などを推進していくためのビジョンはどうなっているのか、質問します。

また、住民主体の訪問サービスへの交付金の適用範囲の拡充については一問一答として、以上、総括質問とします。

○山口和俊消防副局長兼警防課長

救急搬送の実績についてお答えいたします。

本局における過去2年間の実績ですが、令和2年の救急出動件数は1万3,934件、令和3年は1万4,891件で、前年に比べ957件の増となっております。この中で、119番通報時、または救急隊が現場到着後、発熱や呼吸器症状などがあり、新型コロナウイルス感染症の疑いがあった人は令和2年は199人、令和3年は689人で、前年に比べ490人の増となっております。また、陽性者は令和2年は6人、令和3年は136人で、前年に比べ130人の増となっております。

次に、受入れ医療機関の確保についてお答えいたします。

佐賀県では、新型コロナウイルス対応医療提供体制強化本部、いわゆるプロジェクトMが医療提供体制の維持、確保に向けて全力で取り組まれております。このプロジェクトMから消防機関に対して、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる医療機関リストが示されております。本局管内に指定医療機関等が8医療機関、協力医療機関が1医療機関を確保されており、充実していると考えます。

また、搬送困難事例についてですが、医療機関を選定する際の病院選定トリアージフローが示されていることで、受入れについて消防機関と医療機関が共通認識を持っており、このトリアージフローが有効に作用したものと思われ、新型コロナウイルス感染症の影響はほとんど確認できなかったと考えております。

次に、救急隊員の感染対策についてお答えいたします。

救急隊員の感染対策につきましては、国が示した基準に沿った対策を講じ、本局では標準予防策と強化型予防策の2つを用い、感染症の種類や感染状況により運用しております。標準予防策は新

型コロナウイルス感染症等以外の事案に対応する予防策で、感染防止上衣、手袋、サージカルマスク、ゴーグルを装備します。強化型予防策は標準予防策に感染防止下衣と手袋を二重に装着し、さらに、マスクを高機能マスクであるN95マスクへと強化した予防策となっております。

感染症が疑われる場合の救急搬送につきましては、国が示した救急搬送時の感染防御マニュアルに基づき活動しております。

活動内容としては、まず、119番入電時に渡航歴や発熱を含め詳細に症状、経過などを聞き取るコロナトリアージを行い、通報時から感染情報の収集に努めております。コロナ陽性患者、または陽性が疑われる患者を搬送する場合につきましては、強化型予防策で対応しておりますが、無症状の方もおられることから、現在は新型コロナウイルス感染症の疑いにかかわらず、全ての出勤に対し強化型予防策で対応しているところです。

搬送後は車内をアルコール消毒し、さらに、オゾン発生装置による除染を行い、徹底した感染対策を行い、隊員の感染を防ぐとともに、救急隊員が感染源とならないよう、細心の注意を払い活動しております。

次に、抗原検査キットの備蓄状況についてお答えいたします。

昨年8月に100セットを調達し、その後、追加補充を行い、現在は115セットを備蓄しております。さらに、令和4年1月19日に総務省消防庁から発出された文書で、消防職員は社会機能維持者、いわゆるエッセンシャルワーカーに位置づけられており、濃厚接触者となった場合に抗原検査等の結果が陰性であった場合は、濃厚接触者の待機期間を待たずに待機の解除が可能と通知されました。職員の早期的な職場復帰は災害対応力の維持につながることから、抗原検査キット300セットを追加発注し、415セットとなる見込みです。

今後も必要に応じて調達していきたいと考えております。

以上でございます。

○片渕義孝消防副局長兼総務課長

消防局退職者の構成市町災害対策部署への採用

についてお答えいたします。

現在、佐賀市及び小城市の防災担当部署において、それぞれ1名ずつ当局退職者を採用いただいているところでございます。業務内容といたしましては、防災訓練や出前講座等による防災教育の推進や自主防災組織の育成強化など、主に地域防災を支援する業務に携わっております。

消防職員は様々な災害現場を経験しておりますので、また、救急、救助、予防などの専門知識も有しておりますので、市町の災害対策や防災業務において、そのスキルを十分に生かすことができるものと考えております。

当局退職者の人材提供につきましては、構成市町からそのような要請がございましたら、積極的に対応させていただきたいと思っております。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

初めに、住民主体の訪問サービスについてお答えいたします。

訪問型住民主体サービスは2種類ありまして、1つ目は、ごみ出しや掃除、洗濯、買物の付添いなどの生活支援サービス、2つ目は、介護予防活動や通院、買物などのときの移動を支援するサービスがございます。令和3年度の実施団体は、生活支援サービスを実施しているのは小城市と佐賀市で、移動支援サービスを実施しているのは佐賀市です。

そのサービスの担い手ですが、小城市においては社会福祉協議会が運営されており、佐賀市においては5団体ありますが、NPO法人やまちづくり協議会、地域のボランティア団体などが運営されております。前年の令和2年度の利用状況としましては、生活支援サービスが60人、移動支援サービスは124人が利用されております。

このように、令和3年度までは訪問型住民主体サービスは小城市と佐賀市が実施しておりますが、令和4年度からは多久市が生活支援サービスと移動支援サービスを、吉野ヶ里町が生活支援サービスを新たに実施する予定となっております。神崎市は、訪問型サービスではありませんが、市町の独自サービスとしては通所型サービスの実施を新たに予定されております。

次に、訪問型サービスについて市町の優れたところでございますが、小城市のサービスは、その企画についても住民主体でサービスが創出されているところでは、一方、佐賀市のサービスは個別の生活圏域の住民団体により地域力で運営されているところが挙げられます。また、両市とも支援する側も生きがいを感じるような地域活動の場や高齢者の社会参加の場となっております。

このようなサービスを推進するビジョンですが、本広域連合としましては、構成市町の実情に応じて住民主体のサービスを含めた多様なサービスを構築してもらいたいと考えているところです。その取組については、必要に応じて他保険者などの先進事例に係る情報収集や提供を行うことや、市町間の情報共有などを図り、市町のサービスの充実や創出の支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

それでは、これから一問一答とします。

まず、消防行政について一問一答をさせていただきます。

消防局退職者の派遣については、例えば、小城市では防災対策課に消防局の退職者の方が配置されています。私は自治会の区長を長年やっています、私の経験からなんです、自主防災組織をつくりたいと思っておりました。これをやるときに、何をどこからどうしていいのかわからずにはいました。ところが、消防局退職者の方が配置されておりました、相談したら、講習会や出前講座、それから、自治会のハザードマップの作り方、そして、その後、自治会の全世帯分のハザードマップを作っていただいたり、消火訓練、心肺蘇生のAED操作指導など、消防局や消防団の手配、機材の手配、防災対策課への職員配置や非常食の手配など、いろいろやっていただきまして、極端に言えば、区長としては日時と場所、人集めだけでいいということで、とても助かり、自主防災組織と自主防災訓練をこれまで毎年してきました。ただ、この2年間はコロナで休止をしておりますけれども。

このように、今日、温暖化での異常気象が続いており、御存じのように、令和元年、令和3年に

浸水被害にも遭いました。こうしたことから、もっとありていに言えば、スキルを持った人たちの有効活用を図りたいと。

そういった意味で、例えば、期間限定でもいいので、自主防災組織等への消防局からの派遣はできないのかどうか、質問をいたします。

○片淵義孝消防副局長兼総務課長

自主防災組織等への訓練指導についてお答えいたします。

まず、学校、病院、事業所など、消防法で規制されます防火対象物に対しましては、施設からの要請に応じて職員を派遣し、自営消防訓練の指導を行っているところでございます。また、自治会や各種団体から消火器とかAEDの取扱い、避難訓練など、消火、救急、火災予防に関する指導要請がございましたら、災害出動に支障のない範囲で対応しているところでございます。

各市町においては、自主防災組織の結成促進や育成強化に取り組んでおられますので、まずは市町の防災担当部署に相談をしてもらい、その中で、消防業務に特化した専門性の高い部分について指導の要請がありましたら、可能な限り対応させていただきますと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

先ほど答弁があったように、私も基本は市町の取組ということは十分分かっております。それでも、今日の異常気象の中で災害が頻発しているという現状から、今度は消防局から自主防災組織の広報はできないかというふうに思っております。つまり中部広域連合の広報紙はもちろんですが、市町の広報等にも働きかけ、自主防災組織づくりについて何でも御相談くださいみたいな広報活動はできないかということなので質問をいたします。

○片淵義孝消防副局長兼総務課長

先ほど申しましたとおり、自主防災組織につきましては、各市町がその結成促進や育成強化に取り組んでおられますので、その広報につきましては、市町の防災担当部署と連絡調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

ぜひ努力をしていただくということで、消防行政についての一問一答はこれで終わります。

続けて、介護行政についての一問一答を行います。

先ほど紹介しましたけれども、小城市では生活支援のごみ出し、買物支援、付添支援ということでやっておりますけど、特に、付添支援のところでは、公用車が足りずに、車両保険は加入していますけど、時々個人の車も使うことがあると聞いております。また、活動日が週に1回、車1台という制限がありまして、昨年10月から週に2回と活動日を増やしていますけれども、高齢者のニーズが非常に高いということで、十分にそれに応えきれない活動ができていない現状があります。

そこで、保険料を含め、財源の確保と付添支援のボランティアの確保が課題であります。小城市は社協が事務局を担ってくれていますので、運営がスムーズにしているところがありますけれども、先ほど総括質問への答弁でありましたけれども、全国的にはNPO団体等でやっているところもあります。ただ、10年、15年と年数がたつうちに中心メンバーが高齢化して、継続が困難になったり、一部の人に大変負担がかかっているというふうに聞いております。

そこで、総括質問でも述べましたけれども、住民主体の訪問サービスが広がっていくためには、交付金などの対象をもっと広い範囲に適用することか望まれると思います。そこで、適用範囲の拡充はできないのか、質問をいたします。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

住民主体の訪問サービスにつきましては、国の地域支援事業を活用して実施しておりますが、その交付金の適用範囲については、実施要綱の範囲内であれば拡充は可能と考えております。ただし、要綱での適用範囲内であるかどうかの判断については、また、市町の新規事業の適用可否につきましては、国や県に確認しながら、できる限り市町の意向が実現できるように支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

ぜひ柔軟な対応で、こういうサービスがさらに充実するように中部広域連合としても支援をしていただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○山下明子議長

以上で広域連合一般に対する質問を終わります。

◎ 散 会

○山下明子議長

以上で本日の日程は終了しました。

次の会議は2月16日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。

午前11時35分 散 会

令和 4 年 2 月 16 日

令和4年2月16日(水)

午前10時00分 開議

出席議員

1. 田中 英行	2. 田 渕 厚	3. 西 正博
4. 諸 泉 定次	5. 白 石 昌利	6. 原 口 ひさよ
7. 森 田 浩文	8. 多 良 光英	9. 川 崎 健二
10. 御 厨 洋行	11. 江 原 新子	12. 久 米 勝也
13. 中 村 宏志	14. 実 松 尊信	15. 永 渕 史孝
16. 松 永 憲明	17. 川 副 龍之介	18. 重 松 徹
19. 川原田 裕明	20. 山 下 明子	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂 井 英 隆	副広域連合長	江里口 秀 次
副広域連合長	松 本 茂 幸	副広域連合長	伊 東 健 吾
副広域連合長	伊 東 博 己	広域連合理事	荒 瀬 弘 之
監 査 委 員	力 久 剛	会 計 管 理 者	鷲 崎 ゆみ子
事 務 局 長	石 橋 祐 次	消 防 局 長	高 島 直 幸
消防副局長兼総務課長	片 渕 義 孝	総務課長兼業務課長	宮 崎 直 樹
認定審査課長兼給付課長	野 方 敏 英	予 防 課 長	木 附 雅 彦
情報指令課長	渕 上 茂	佐賀消防署長	光 岡 潔 和

◎ 開 議

○山下明子議長

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑

○山下明子議長

日程により、第3号から第12号、以上の議案を一括して議題とします。

介護・広域委員会審査報告書

令和4年2月4日佐賀中部広域連合議会において付託された第3号、第4号、第6号、第7号及び第10号から第12号議案審査の結果、

原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

令和4年2月16日

介護・広域委員会委員長 白石昌利

佐賀中部広域連合議会

議長 山下明子様

消防委員会審査報告書

令和4年2月4日佐賀中部広域連合議会において付託された第5号、第8号及び第9号議案審査の結果、

原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

令和4年2月16日

消防委員会委員長 川副龍之介

佐賀中部広域連合議会

議長 山下明子様

○山下明子議長

議案を付託した常任委員会からそれぞれお手元のとおりに審査報告書が提出されていますので、委員長の口頭での報告を求めます。

○白石昌利介護・広域委員長

改めまして、おはようございます。介護・広域委員長の神埼市の白石です。介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告申し上げます。

第3号議案 令和4年度佐賀中部広域連合一般

会計予算について、委員より重層的支援体制整備事業について会計的な変更の説明を受けたが、家族の介護の状態、家族への支援、独居の方の見守りなどについて現場での影響はないのかという質問があり、執行部より重層的支援体制整備事業における家族への支援や独居の方の見守りについては、市町との関係部署へつないで終了ということではなく、世帯を含めた複合的な問題に対応するネットワークの強化が図られると考えているとの答弁がありました。

次に、第4号議案 令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算について、委員より在宅介護継続支援事業については、対象者が住民税非課税世帯となっており、本人が非課税でも家族が課税者の世帯では対象とならない、家族介護の負担軽減という点から基準を緩和できないのかという質問があり、執行部より在宅介護継続支援事業を含む保健福祉事業は全て介護保険料で賄っているため、非課税世帯の基準を緩和するためにはほだけ介護保険料に影響があるかを検討する必要があるとの答弁がありました。これに対し、委員より家族介護の支援については高齢者本人だけでなく、家族の負担を何とかできないかという声もあるので、基金の活用などを含めて基準の緩和を考えられないかという質問があり、執行部より世帯全員非課税という基準は様々な制度で区切りとなっており、この基準を緩和するのは難しい、全てを否定するものではないが、今後の状況を踏まえて慎重に検討するとの答弁がありました。

次に、委員より介護保険料の減免件数が少ないが、減免申請の件数自体が少ないのか、それとも、減免の基準が厳しいのか、この介護保険料の減免についても基金の活用などは考えられないかという質問があり、執行部より介護保険料の減免については広域連合や市町の広報誌に掲載しているが、なかなか浸透していない、他都市の状況等を調べて制度としてどうすべきか研究していきたいとの答弁がありました。

以上の審査を経て、採決に際し、第4号議案 令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算について、委員より家族介護の支援の在り方が十

分ではない、第8期の介護保険料は据置きになったが、介護保険料の減免基準が厳しいため、早期に見直しが必要である、介護保険料減免などの基準緩和に際し、基金の活用が必要であるとの観点から、可決することに反対であるとの意見もありましたが、採決の結果、第4号議案は賛成多数で、第3号、第6号、第7号及び第10号から第12号議案は全会一致でそれぞれ原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で、介護・広域委員会の報告を終わります。

○山下明子議長

ここでお諮りします。

消防委員会については、審査報告書の提出に伴う委員長の口頭での報告を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、消防委員会については、委員長の口頭での報告を省略することに決定しました。

これより先ほどの介護・広域委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。よって、介護・広域委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎ 討 論

○山下明子議長

これより討論を行います。

通告がありませんので、討論を終わります。

◎ 採 決

○山下明子議長

これより採決を行います。

まず、第4号議案 令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算を起立により採決します。本案は委員会の決定どおり可決することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数と認めます。よって、第4号議案は可決されました。

次に、第3号及び第5号から第12号議案を一括して採決します。

本案は委員会の決定どおり可決することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第3号及び第5号から第12号議案は可決されました。

◎ 佐賀中部広域連合選挙管理委員会 委員及び補充員の選挙

○山下明子議長

次に、日程により、任期満了に伴う佐賀中部広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては指名推選とし、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定しました。

それではまず、選挙管理委員会委員を指名します。

お手元のとおり、委員に井上和弘氏、亀井雄治氏、永淵義久氏、武重信一郎氏、以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を選挙管理委員会委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、指名しました井上和弘氏、亀井雄治氏、永淵義久氏、武重信一郎氏、以上4名が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員を指名します。

お手元のとおり、補充員に田中喜久子氏、森裕一氏、長谷川和子氏、池田正弘氏、以上4名を順位を付して指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を選挙管理委員会委員補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、指名しました田中喜久子氏、森裕一氏、長谷川和子氏、池田正弘氏、以上4名が選挙管理委員会委員補充員に当選

されました。

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○山下明子議長

この際、お諮りします。

今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎ 会議録署名議員指名

○山下明子議長

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において多良議員、久米議員、この2名を指名します。

◎ 閉 会

○山下明子議長

以上で今定例会の議事は全て終了しました。

令和4年2月佐賀中部広域連合議会定例会を閉会します。

午前10時12分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 倉 持 直 幸

議 会 事 務 局 参 事 宮 崎 直 樹

議 会 事 務 局 副 局 長 西 村 侯 二

議 会 事 務 局 書 記 宮 崎 弘 充

議 会 事 務 局 書 記 勝 見 伸 太 郎

議 会 事 務 局 書 記 森 田 康 文

議 会 事 務 局 書 記 古 川 敬 夫

議 会 事 務 局 書 記 山 本 全 太

議 会 事 務 局 書 記 本 田 康 寛

議 会 事 務 局 書 記 福 地 光 彦

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 山下 明子

佐賀中部広域連合議会議員 多良 光英

佐賀中部広域連合議会議員 久米 勝也

会議録作成者 倉持 直幸
佐賀中部広域連合議会事務局長

(資料) 一般質問項目表

○ 一般質問

佐賀中部広域連合議会
令和4年2月定例会

質問日	質問順	氏名	質問方式	質問事項
4日 (金)	1	白石昌利	一問一答	<p>1 「火災等の災害から住民の命を守る」取り組みについて</p> <p>令和3年12月17日に大阪市北区のビルで、多くの死傷者を出す凄惨な火災が発生した。</p> <p>この火災を教訓として、火災から利用者の命を守るための取り組みを</p> <p>(1) 「特定一階段等防火対象物」とはどのような施設か</p> <p>(2) 管内での「特定一階段等防火対象物」の件数と、その立入検査状況は</p> <p>(3) 施設利用者への安全告知について</p> <p>(4) 火災、特に「煙」に遭遇した場合の住民への避難の方法や注意点の周知・広報について</p>
	2	松永憲明	一問一答	<p>1 地域包括ケア体制の充実と機能強化について</p> <p>(1) 地域包括支援センターの役割や機能強化の現状と課題及び今後の取り組み</p> <p>(2) 総合相談機能や自立支援のためのマネジメント、実践力向上に向けての取り組み</p> <p>2 介護予防・生活支援サービス事業の充実について</p> <p>(1) 介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービス及び生活援助型訪問サービス、運動型通所サービスの利用状況と課題、課題</p> <p>(2) 今後の取り組みのあり方</p>
	3	諸泉定次	一問一答	<p>1 コロナ禍における救急搬送などについて</p> <p>(1) 救急搬送の実績は</p> <p>(2) 受け入れ医療機関の確保は</p> <p>(3) 救急隊員の感染対策は</p> <p>(4) 抗原検査キットの備蓄状況は</p> <p>2 消防局退職者の構成市町災害対策部署への採用について</p> <p>3 住民主体の訪問サービスについて</p> <p>(1) 構成市町における住民主体の訪問サービスの取り組みや優れたところは。また、その推進のビジョンは</p> <p>(2) 住民主体の訪問サービスへの交付金の適用範囲の拡充は</p>